医療用医薬品の市販薬への転用 (スイッチ OTC 化)の影響

橋之口浩平*

1 導入

2 産業背景

2.1 スイッチ OTC とは

セルフメディケーションの推進や医療費の適正化のために、医療用医薬品として使われている成分が市販薬(以下、OTC(over-the-counter)とも呼ぶ)として販売可能となることがある。この市販薬はスイッチ OTC と呼ばれる。

2.2 薬価基準 (医療用医薬品の薬剤費)

以降の薬価の制度情報は主に高橋 (2016) に依拠する。薬価基準は保健医療に使用できる医薬品の品目表としての役割と、使用された薬剤の請求額を定めた価格表としての役割がある。主に医療用医薬品に対して定められていて*1、小売価格を決定しているととらえられる。なお、本稿では消費者が直面する医療用医薬品の価格は、薬価だけではなく、調剤料、診察料などを含めた医療費の自己負担額だとしている。

2.2.1 新医薬品の薬価

新医薬品は、類似薬のあるものは類似薬効比較方式、類似薬のないものは原価計算方式で薬価が決定される。類似薬効比較方式では、類似薬に比して有用性がある場合は様々な加算がなされる。いずれの場合も外国平均価格調整という、外国価格との調整が行われる。類似薬効比較方式の場合は規格間の調整も行われる。

2.2.2 既収載医薬品の薬価改定

2018年までは2年に一度、2019年以降は毎年改定されている。改定は、市場実勢価格 (卸売価格)と薬価の差を解消するために行われている。卸売価格は規制されていないた

^{*} 一橋大学大学院経済学研究科修士課程 2 年 e-mail: em225025@g.hit-u.ac.jp

^{*1} 例外は存在する

め、病院や薬局は薬価との間の利ざやをとることができる。Iizuka (2007) によると薬価 改定は次のような数式で表される。

$$p_t^r = p_{t-1}^w + p_{t-1}^r \times R$$

ここで p_t^r は t 期の薬価、 p_{t-1}^w が t-1 期の卸売価格、R が調整幅で 2% である。

2.2.3 後発医薬品の統一名収載

後発医薬品には原則3つの価格帯があり、一番低いものは統一名収載される。つまり、 個別の医薬品ごとには薬価が設定されず、かつ個別の医薬品名も薬価基準に収載されない ということである。

2.3 市販薬 (OTC) の価格

市販薬は企業が自由に価格を決定できる。全体として、スイッチ OTC は非スイッチ OTC より高い価格で販売される傾向にある (厚生労働省医政局経済課, 2021)。

2.4 薬効分類

本稿では薬効分類というとき、日本の医療用医薬品の薬効分類をさす。OTC の薬効分類も存在しているが、医療用医薬品のものとの対応が不明確であり、本稿では使用していない。薬効分類は 4 桁まであり、階層的になっていて、1 桁増えるごとに分類が細かくなる *2 。本稿では、3 桁か 4 桁を使用している。

2.5 セルフメディケーション税制

3 データ

データは、薬事工業生産動態統計と NDB オープンデータを主に用いた。

3.1 薬事工業生産動態統計

薬事工業生産動態統計は、厚生労働省が実施している医薬品等の生産の実態を把握する ための調査(薬事工業生産動態統計調査)によって作成されている。調査は毎月行われて

 $^{^{*2}}$ 例えば、KEGG ではこのように可視化されている。https://www.kegg.jp/brite/jp08301

いて、月次と年次のデータがある。本研究では、月次データは 2009 年 1 月から 2023 年 4 月までの 15 年 4 か月分を、年次データは 2008 年から 2021 年までの 14 年分を使用した。様々な値がレポートされているが、医薬品の国内向け出荷額 *3 と、国内生産額 *4 (外国製造業者が最終製造工程を行っていないもの) の合計を使用した。これらは薬効分類 3 桁の単位で報告されている。薬事工業生産動態統計では、医療用医薬品(先発と後発の区別がない)と OTC(セルフメディケーション税制対象との区別あり)について、報告されている。

3.2 NDB オープンデータ

NDB オープンデータ*5とは、厚生労働省のレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB、National Database)から個票データを集計し公表してあるものである。そのうちの薬剤に関するデータを用いた。内服、外用、注射に対して、それぞれ、外来(院内)、外来(院外)、入院のデータがあるが、このうち、スイッチ OTC と関連すると考えられる内服か外用の外来のデータのみを用いた。2014年度分から始まり、2021年度分までの年次データが2023年 12 月現在公表されている。薬剤データに関しては、初回は各薬効分類(3 桁)の上位 30 品目の処方量 (単位は1 日分)、薬価などが報告されていたが、2 回目以降は上位 100 品目に変更されている。したがって、2015年度から2021年度のデータを用いた。

3.3 KEGG DRUG データベース

KEGG DRUG データベースは、「日本、米国、欧州の医薬品情報を化学構造と成分の 観点から一元的に集約したデータベース」 *6 である。ここから、スイッチ OTC の成分と スイッチ承認年、薬効分類(4 桁)を得た *7 。

3.4 スイッチ OTC の発売日のデータ

KEGG DRUG データベースのスイッチ承認年のデータは、年までの情報しかない。また、承認から発売までのラグが医薬品によって異なる。よって各成分のスイッチ OTC と

^{*3} 国産と輸入品の区別をしていない

^{*4} 主成分の数において、国産より輸入のほうが多いものを含む

^{*5} https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177182.html

^{*6} https://www.genome.jp/kegg/drug/drug_ja.html

^{*7} https://www.genome.jp/kegg/drug/jp08314.html

しての最初の発売日(年月日)のデータを取得した*8。情報源は、薬事日報、PR TIMES、 各社プレスリリース、日経テレコンなどである。

3.5 薬価基準

前述の薬価基準のデータも使用した。薬価基準には製造企業の情報が記載されていて、これを利用するためである。既収載品の薬価は基本的に改定年の4月1日に改定されるが、途中で追加される医薬品もある。したがって、改定直前のデータを取得し、改定前の薬価とした。使用した期間は2015年度から2021年度までである。NDBオープンデータとは、薬価基準収載医薬品コードと年で結合した。

3.6 MEDIS の医薬品 HOT コードマスター

薬価基準では統一名収載の医薬品の製造企業情報が得られない。しかし、NDB オープンデータでは統一名収載の医薬品であっても、個別の医薬品名でレポートされているものが多い。そこで NDB のマスタであり、統一名収載だが DB 上は個別名である医薬品の製造企業の情報も含まれている、MEDIS の医薬品 HOT コードマスター*9のデータをレセプト電算コードと年で結合した。

3.7 後発医薬品の使用割合

後発医薬品の使用割合(数量シェア)はデータの観測期間において急激に引き上げられている。データは厚生労働省の資料 *10 から取得した。ただし、『「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合』である。隔年でしか調査されていない時期は線形補間した。これは全体の値であり、薬効分類ごとの値ではない。薬効分類ごとには、NDB オープンデータで後発品の数量シェアを計算した *11 。また、これをテストデータと訓練データにわけ、NDB オープンデータ外の期間における薬効分類ごとの後発品の数量シェアをランダムフォレストで予測した。

^{*8} 日までわからない場合は 15 日とした。

^{*9} https://www2.medis.or.jp/master/hcode/

 $^{^{*10}}$ 使用割合の目標と推移 https://www.mhlw.go.jp/content/000890777.pdf

^{*11} 後発医薬品のない先発医薬品も含んでおり、政策目標に使われているものとは定義が異なる。

3.8 OTC **の**出荷額を数量にする

薬事工業生産動態統計では出荷額がレポートされているが価格の情報はない。NDB オープンデータの単位である 1 日分の数量にそろえるために、五十嵐 (2021) の 1 日分あたりの OTC の平均価格の情報 *12 を用いた。1 日分あたりの OTC の平均価格で OTC の出荷額を割り、1 日分の数量に換算した。OTC の 1 パッケージあたりの平均価格の情報は厚生労働省医政局経済課 (2021) にあるが、

|1 パッケージあたりの平均価格 = OTC の出荷額/(OTC の 1 日分の平均価格 \times N)|

を最小化する、N(1 パッケージあたりの数量の日数分)を数値的に計算すると、11 日分から 13 日分となった。これはある程度リーズナブルな値だと思われる。この計算は、スイッチ OTC(セルフメディケーション税制対象)と非スイッチ OTC(セルフメディケーション税制非対象)でそれぞれ行った。厚生労働省医政局経済課(2021)のスイッチ OTC と非スイッチ OTC の平均的価格差の情報から、非スイッチ OTC の価格はスイッチ OTC の 0.7 倍とした。また、出荷額と販売量は異なるが、販売量の情報はなかったため、出荷額を販売量として扱った。

3.9 価格に関する仮定

消費者が直面する価格としては、3割負担の医療費、スイッチ OTC の価格、非スイッチ OTC の価格だとした。ただし、すべて1日分である。これらの値はすべて取得することができなかったため、薬価の定数倍とした。

- 4 モデル
- 5 推定結果
- 6 考察
- 7 結論

^{*12} 資料に特に記載がないがこれはスイッチ OTC の価格であると解釈した。

参考文献

- Iizuka, Toshiaki (2007) "Experts' agency problems: evidence from the prescription drug market in Japan," *The RAND Journal of Economics*, Vol. 38, No. 3, pp. 844–862, DOI: https://doi.org/10.1111/j.0741-6261.2007.00115.x.
- 五十嵐中 (2021) 「OTC 医薬品の潜在的医療費削減効果」, https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/000732424.pdf, 2月, 第1回セルフメディケーション推進に関する有識者検討会 資料2 (Accessed on 12/26/2023).
- 厚生労働省医政局経済課 (2021) 「セルフメディケーション税制の見直しについて」, https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/000732423.pdf, 2月, 第1回セルフメディケーション推進に関する有識者検討会 資料1 (Accessed on 12/26/2023).
- 高橋未明 (2016) 「日本の薬価制度について」, https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11123000-Iyakushokuhinkyoku-Shinsakanrika/0000135596.pdf, 6月, 厚生労働省医政局経済課 (Accessed on 12/25/2023).